

## 静岡県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年静岡県告示第740号の東駿河湾広域都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

沼津市

2 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路事業 7・7・7号 高架側道6号線

3 事業施行期間

平成29年10月17日から令和19年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし